

喜多方市総合戦略推進会議条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、喜多方市総合戦略（次条において「総合戦略」という。）を策定し、その推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 総合戦略の策定及び変更に関すること。
- (2) 総合戦略についてその実施状況の検証を行うこと。
- (3) その他総合戦略の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第1項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第5条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された推進会議の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 推進会議は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開催される推進会議の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)